

安全データシート (SDS)

1 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 硫酸
製品コード K-030

会社情報

供給者の会社名称 要薬品 株式会社
担当部署 営業部
住所 〒550-0003 大阪市西区京町堀 3-2-7
電話番号 06-6445-0444
Fax 番号 06-6445-0458
電子メールアドレス sales@kaname-chem.co.jp
緊急連絡電話番号 06-6445-0444

推奨用途 化学繊維・紙・パルプ製造、食品製造、金属製錬、製鋼、染料・香料・医薬・農薬・肥料など（無機薬品・有機薬品）の製造

使用上の制限 推奨用途以外で使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと

2 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

分類できない

健康有害性

急性毒性（吸入：粉じん／ミスト） 区分 2
皮膚腐食性／刺激性 区分 1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分 1
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 1（呼吸器系）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1（呼吸器系、歯）

環境有害性

水生環境有害性 短期（急性） 区分 3
水生環境有害性 長期（慢性） 区分 1

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険

危険有害性情報 H314: 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H330: 吸入すると生命に危険
H370: 呼吸器系の障害
H372: 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害
H402: 水生生物に有害
H410: 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

[安全対策]

P260: 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
P264: 取扱い後はよく手を洗うこと。
P270: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P271: 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
P273: 環境への放出を避けること。
P280: 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
P284: 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

[応急措置]

P301+P330+P331: 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
P303+P361+P353: 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。
P304+P340: 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351+P338: 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P311: ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
P310: 直ちに医師に連絡すること。
P314: 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
P363: 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
P391: 漏出物を回収すること。

[保管（貯蔵）]

P403+P233: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
P405: 施錠して保管すること。

[廃棄]

P501: 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

他の危険有害性

本製品自体には爆発性、引火性等の危険性はないが、水と混合すると激しく発熱する。強酸であり、塩基と激しく反応する。多くの金属に対して腐食性を示し、可燃性気体（水素）を生成する。水素が発生した場合は、引火、爆発の危険がある。加熱すると有毒な気体（二酸化硫黄）を発生する。

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

皮膚に触れると重症の薬傷を起こす。眼に入ると失明することがある。飲み込んだ時は死亡の原因となる。硫酸の蒸気又はミストを繰り返し吸入すると、慢性の上気道炎又は気管支炎を起こす。

又、歯牙酸食症で歯の表面が黒変することもある。腐食性、灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、発赤、痛み、水泡、重度の皮膚熱傷、重度の熱傷、腹痛、ショック又は虚脱。
酸性溶液である為、水生生物に対して有害な影響を及ぼす可能性がある。
強酸性であり排水の pH に大きく影響する。
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
吸入すると生命に危険
呼吸器系の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
化学物質

組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 番号	官報公示 整理番号	濃度又は濃度範囲（wt%）
硫酸	7664-93-9	化審法 1-430	90～98
水	7732-18-5	-	2～10

4 応急措置

ばく露経路による応急措置

吸入した場合

直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、呼吸し易い姿勢で休息させる。
身体を毛布等で覆い、保温して安静を保つ。呼吸が弱かったり、止まっている時は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で、酸素吸入又は人口呼吸を行う。呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横に向ける。意識がない時は、口から何も与えてはならないし、吐かせようとしてはならない。息切れをしたり、肺水腫を起こしそうな時は、半座位をとらせる。直ぐに症状が認められなくても、必ず医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

直ちに多量の流水で十分に洗い続ける。アルカリ液等を用いて中和してはならない。部分的に本製品の付着した衣類や靴等は直ちに脱ぎ取り、多量に付着した時は衣類を脱がす前に、多量の水で洗い流す方がよい。医師の指示なしに油類や塗り薬を薬傷部に塗ってはならない。洗浄が遅かったり、不十分だと、皮膚の障害を生じる恐れがある。障害の生じた部分をこすったり押さえつけたりしてはならない。水ぶくれを潰したり、皮膚を剥がしてはならない。重症の薬傷あるいは広範囲にわたる薬傷の場合には、速脈、発汗、虚脱のようなショック症状を起こす可能性があるので、直ぐには痛みがなく、外観に変化がなくても、必ず医師の診断を受ける。

眼に入った場合

直ちに清浄な水で瞼の隅々まで 15 分間以上注意深く洗浄し、速やかに医師の診断を受ける。コンタクトレンズを使用している時は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。洗浄が遅れたり、不十分だと、眼の障害を生じる恐れが増す。

飲み込んだ場合

直ちに口の中を水で洗浄し、多量の水又は牛乳を飲ませる。吐かせると却って危険が増すので、無理に吐かせない。身体を毛布等で覆い、保温して安静を保つ。呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横に向ける。意識がない時には口から何も与えてはならない。直ぐに症状が認められなくても、必ず医師の診断を受ける。

急性症状の最も重要な徴候症状

皮膚に触れると重症の薬傷を起こす。眼に入ると失明することがある。飲み込んだ時は死亡の原因となる。硫酸の蒸気又はミストを繰り返し吸入すると、慢性の上気道炎又は気管支炎を起こす。又、歯牙酸食症で歯の表面が黒変することもある。腐食性、灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、発赤、痛み、水泡、重度の皮膚熱傷、重度の熱傷、腹痛、ショック又は虚脱。

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

吸入すると生命に危険

呼吸器系の障害

遅発性症状の最も重要な徴候症状

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

救助者が有害物質に触れないように、ゴム手袋や密閉ゴーグル等の保護具を着用する。

汚染された衣類や保護具を取り除く。

医師に対する特別な注意事項

肺水腫の症状は2～3時間経過するまでは現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。

従って、安静と経過観察が不可欠である。

5 火災時の措置

適切な消火剤

泡、粉末消火剤、二酸化炭素を使用する。

使ってはならない消火剤

水

火災時の特有の危険有害性

本製品自体は不燃性であるが、有機物と接触して燃えている時は、燃焼ガスには一酸化炭素や二酸化硫黄等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には煙を吸入しないように注意する。多くの反応により火災や爆発を生じることがある。

特有の消火方法

有機物と接触して燃えている時は、泡、二酸化炭素等で消火する。消火作業は可能な限り風上から行う。移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。火元の燃焼源を断ち、適切な消火剤を用いて消火する。容器周辺が火災の時は、容器を安全な場所に移動する。移動できない時は、容器に注水して冷却する。容器内に水を入れてはならない。冷却の為に放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な処置をする。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。適切な保護具（手袋、眼鏡、空気呼吸器、化学用保護衣等）を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏出した場所の周辺から人を退避させると共に、周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具（保護眼鏡、保護手袋、保護衣等）を着用し、風上から作業し、飛沫などが皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。適切な保護具を着用していない時は、破損した容器や漏洩物に触れてはならない。

環境に対する注意事項

環境への影響を起こさないように、濃厚な廃液が河川等に排出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

漏出源を遮断し、漏れを止める。漏洩液が少量の時は、漏洩した液を土砂等に吸着させて取り除くか、ある程度水で徐々に希釈した後、消石灰やソーダ灰等で中和し、多量の水で洗い流す。漏洩液が多量の場合は、土砂等で流出を防止し、安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰やソーダ灰で中和し、多量の水で洗い流す。発生するガスは霧状の水をかけて吸収させる。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

吸入、皮膚への接触を防ぎ、眼に入らないように適切な保護具を着用する。
発散した蒸気、ミストを吸い込まないように適切な保護具を着用する。
局所排気及び全体換気の設備を設ける。

安全取扱注意事項

みだりにミストが発生しないように取扱う。取扱いは換気のよい場所で行うことが望ましいが、換気の悪い場所ではガスや蒸気を吸入しないよう呼吸器系保護具を着用する。有機物、炭化物、塩素酸塩、金属粉等、反応性の大きい物質と離れた場所で取扱う。作業員は必ず適切な保護具を着用し、かつ作業場付近には十分な水を用意しておく。本製品容器は破損しないよう十分注意して取扱う。ポリエチレン容器等の栓を取る時は、酸の噴出があるので、顔や手を容器の口の上に近づけない。ドラムの栓を外す時は、ドラムの片側に立って、顔を遠ざけて徐々に1回転未満ゆるめ、内部の圧を抜き、更に徐々にゆるめて取り外す。容器から本製品を取り出す時は、まず固定して動かないようにし、専用の傾斜装置、安全サイホン等を用いて注意深く行い、空気圧を利用して取り出してはならない。本製品を希釈する時は、常に水を攪拌しながら本製品を少量ずつ加える。逆に、本製品に水を加えると急激な発熱によって、酸の飛沫が飛ぶことがあるので、絶対に行ってはならない。本製品の入っているドラム、タンクローリー、タンク車、貯蔵タンク（いずれも鋼製の場合）の中では水素が発生する恐れ

	があるので、内容物の有無に関わらずドラム、タンクの近くでの喫煙や火気の使用は禁止する。又、これらをハンマーでたたいて火花を發するなどの行為は行ってはならない。空容器は出荷主へ返送する前に、本製品を完全に排出しておく。
接触回避	加熱と湿気。加熱すると、刺激性又は有毒なヒュームやガス（硫黄酸化物）を生成する。
衛生対策	取扱い場所の近くには、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後には手や顔等を良く洗う。
保管	
技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。通風を良くし、蒸気が滞留しないようにする。
混触禁止物質	アルカリ溶液、有機物質、金属、塩素酸塩、可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、水
保管条件	耐腐食性のコンクリートの床のある場所に貯蔵する。直射日光を避けて乾燥した冷暗所に保管する。容器を密閉し、異物の混入を避けて通気のよい場所に保管する。施設場所に保管する。火気、熱源より遠ざける。食品、飼料から離して置く。漏出した時の為の適切な流出防止設備を設ける。
安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 推奨：鋼とステンレス鋼は容器として耐久性がある。（含有率 85%以上）85%以下では、鉛、ゴムの内張り容器が使用される。 不適切：アルミニウム、銅及びそれらの合金は腐食される。樹脂容器の使用には試験が必要である。

8 ばく露防止及び保護措置

管理濃度

設定されていない

許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）

ACGIH TLV-TWA	(2021)	0.2 mg/m ³ （ソーラシック粒子）（硫酸）
ACGIH TLV-STEL	(2021)	設定されていない
日本産業衛生学会	(2021)	1 mg/m ³ （最大許容濃度。常時この濃度以下に保つこと。）（硫酸）

設備対策

屋内での取扱いは、密閉された装置、機器又は局所換気装置を設置する。取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼等の設備を設け、その位置を明確に表示する。
万一液が漏れた場合に備え、中和剤等を常備するのが望ましい。

保護具

呼吸用保護具	亜硫酸ガス用防毒マスク、ばく露の可能性のある時は、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
手の保護具	耐酸性保護手袋（天然ゴム、塩化ビニル、ネオプレン、ハイパロン等）を着用する。ニトリルゴムは適切な保護材料ではない。

眼及び/又は顔面の保護具	安全眼鏡（ゴーグル型又は前面保護型）、飛散又は噴霧によって、眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用する。
皮膚及び身体の保護具	耐酸衣、保護帽、保護服、保護前掛け、保護長靴等。一切の接触を防止するにはネオプレン製の手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用する。飛沫の可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服及びブーツが必要である。

特別な注意事項
情報なし

9 物理的及び化学的性質

物理状態	粘性油状の吸湿性液体
色	無色
臭い	無臭
融点／凝固点	3.0℃（濃度 98%）
沸点又は初留点及び沸騰範囲	332.4℃（101.3 kPa）
可燃性	不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	不燃性
引火点	不燃性
自然発火点	不燃性
分解温度	340℃（分解）
pH	0.3（1N）、1.2（0.1N）、2.1（0.01N）
動粘性率	粘度：27 mPa・s（20℃）
溶解度	水、エタノール：混和 アセトン、ベンゼン、エーテル：易溶
n-オクタノール／水分配係数（log 値）	log Pow = -2.20（推定値）
蒸気圧	0.0067 Pa（25℃）、0.13 kPa（146℃）
密度及び／又は相対密度	蒸気密度：3.4（空気 = 1） 比重：1.840（15℃）
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	該当しない

10 安定性及び反応性

反応性	水と急激に接触すると多量の熱を発生して、酸が飛散することがある。
化学的安定性	水で薄めて生じた希硫酸は、各種金属を腐食して、水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。塩基、可燃性物質、酸化剤、還元剤、水と接触すると、火災や爆発の危険性がある。
危険有害反応可能性	強力な酸化剤であり強酸の為、有機物質、アルカリ溶液や塩素酸塩と接触すると激しく反応して発熱し、火災や爆発の原因となる。ほとんどの普通金属に腐食性を示し接触すると引火性、爆発性気体の水素を発生する。

避けるべき条件	加熱と湿気。加熱すると、刺激性又は有毒なヒュームやガス（硫黄酸化物）を生成する。
混触危険物質	アルカリ溶液、有機物質、金属、塩素酸塩、可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、水
危険有害な分解生成物	加熱分解により硫黄酸化物等を生成する。

11 有害性情報

製品の有害性情報
情報なし

成分の有害性情報

硫酸	
急性毒性（経口）	ラット LD ₅₀ = 2,140 mg/kg
急性毒性（経皮）	情報なし
急性毒性（吸入：ガス）	GHS 定義による液体である。
急性毒性（吸入：蒸気）	情報なし
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	ラット 4 時間 LC ₅₀ = 0.375 mg/L ラット 1 時間 LC ₅₀ = 347 ppm（4 時間換算：0.347 mg/L）
皮膚腐食性／刺激性	濃硫酸の pH は 1 以下であることから、GHS 分類基準に従い腐食性物質と判断される。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	ヒトでの事故例では前眼房の溶解を伴う眼の重篤な損傷が認められたとの報告、ウサギの眼に対して 5%液で中等度、10%液では強度の刺激性が認められたとの報告がある。
呼吸器感作性	情報なし
皮膚感作性	硫酸の皮膚感作性に関する試験データはない。硫酸は何十年と工業的に利用されているが、皮膚刺激作用による皮膚障害がよく知られている一方、皮膚感作性の症例報告は皆無である。体内には硫酸イオンが大量に存在する（血清中の硫酸イオンは～33 mmol/L、細胞内にはその 50 倍）が、アレルギー反応は起こらない。金属の硫酸塩のアレルギー性試験では、金属によるアレルギー性陽性となることはあっても、硫酸イオンでは陰性となることは、硫酸亜鉛での陰性の結果から推定される。以上の結果から硫酸はヒトに対してアレルギー性を示さないとの結論が得られるとの報告がある。
生殖細胞変異原性	<i>in vivo</i> では生殖細胞、体細胞を用いたいずれの試験データもなく、 <i>in vitro</i> 変異原性試験では単一指標（染色体異常試験）の試験系でのみ陽性の結果があるが、他の指標では陰性である。
発がん性	硫酸を含む無機強酸のミストへの職業的ばく露については、IARC でグループ 1、ACGIH で A2、NTP で K に分類されているが、硫酸そのものについては、いずれの機関においても発がん性の分類をしていない。
生殖毒性	ウサギおよびマウスでの胎児器官形成期に吸入ばく露した試験では、母獣に毒性が認められない用量では、両種ともに胎児毒性および催奇形性は認められず、また、慢性毒性試験および発がん性試験においても雌雄の生殖器官への影響は

	認められず、刺激性／腐食性による直接作用が主たる毒性であることから、生殖毒性を示す懸念はないと判断されている。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	ヒトでの低濃度の吸入ばく露では咳、息切れなどの気道刺激症状が認められており、高濃度暴露では咳、息切れ、血痰排出などの急性影響のほか、肺の機能低下および繊維化、気腫などの永続的な影響が認められたとの報告およびモルモットでの8時間吸入ばく露で肺の出血および機能障害が認められたとの報告がある。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	ラットでの28日間吸入ばく露試験では区分1のガイダンス値範囲で喉頭粘膜に細胞増殖が認められ、モルモットでの14～139日間反復吸入ばく露試験では区分1のガイダンス値範囲内の濃度で鼻中隔浮腫、肺気腫、無気肺、細気管支の充血、浮腫、出血、血栓などの気道および肺の障害が、さらに、カニクイザルでの78週間吸入ばく露試験では、肺の細気管支に細胞の過形成、壁の肥厚などの組織学的変化が、区分1のガイダンス値の範囲の用量（0.048 mg/L、23.5 Hr/Day）で認められた。
誤えん有害性	情報なし

12 環境影響情報

製品の環境影響情報

情報なし

成分の環境影響情報

硫酸

水生環境有害性	短期（急性）	魚類（ブルーギル）96時間LC ₅₀ （pH3.25～3.5）＝16～28 mg/L 甲殻類（オオミジンコ）24時間LC ₅₀ ＝29 mg/L
水生環境有害性	長期（慢性）	魚類（カダヤシ）45日間NOEC（成長）（pH6.0）＝0.025 mg/L
残留性・分解性		情報なし
生体蓄積性		log Pow＝-2.20（推定値）により生物蓄積性は低いと推定される。
土壌中の移動性		情報なし
オゾン層への有害性		該当しない

13 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って、危険有害性のレベルを低い状態にする。少量のみが容器に付着している場合などでは、多量の水を除々に残余物に加えて希薄な水溶液とし、希アルカリで中和して多量の水で洗い流すか、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体が行っている場合には、そこに委託して処理する。廃棄物処理を委託する場合は、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上で委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。

14 輸送上の注意

国際規制

陸上輸送（ADR/RID の規定に従う）

国連番号	1830
品名（国連輸送名）	硫酸
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	8
副次危険性	-
容器等級	II

海上輸送（IMO の規定に従う）

国連番号	1830
品名（国連輸送名）	硫酸
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	8
副次危険性	-
容器等級	II
海洋汚染物質（該当・非該当）	該当
IBC コード（該当・非該当）	非該当

航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う）

国連番号	1830
品名（国連輸送名）	硫酸
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	8
副次危険性	-
容器等級	II

国内規制

陸上規制情報	消防法、毒物及び劇物取締法、道路法に従う。
海上規制情報	船舶安全法に従う。
海洋汚染物質	該当する。
航空規制情報	航空法に従う。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：

輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。直射日光を避け、転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。車輛、船舶には保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を備える他、緊急時の処理に必要な消火器、工具等を備えておく。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。他の危険物や燃えやすい物の側に積載しない。移送時にイエローカードの保持が必要である。

緊急時応急措置指針番号	137
-------------	-----

15 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

化学物質排出把握管理促進法	該当しない
労働基準法	疾病化学物質（硫酸）
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（硫酸）（1 重量%以上を含有する製剤その他の物）

	特定化学物質第3類物質（硫酸）（含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。）
	腐食性液体（硫酸）
	歯科健康診断対象物質（塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又は支持組織に有害な物）
	名称等を表示すべき危険物及び有害物（硫酸）（1重量%以上を含有する製剤その他の物。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるものでないものを除く。）
	特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質
消防法	届出を要する消防活動阻害物質
毒物及び劇物取締法	劇物（硫酸を含有する製剤） （含製剤。10%以下を含有するものを除く）
大気汚染防止法	特定物質（硫酸）（排気）
水質汚濁防止法	指定物質（硫酸）
海洋汚染防止法	有害液体物質（Y類物質）（硫酸）
航空法	腐食性物質（硫酸）
船舶安全法	腐食性物質（硫酸）
港則法	その他の危険物・腐食性物質（硫酸）
道路法	車両の通行の制限
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料（硫酸）（10%を超える含有物）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項（硫酸及び発煙硫酸） 輸出貿易管理令別表第2（硫酸）（10%を超えて含有する物。放射性物質を含有する物を除く。バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸を除く。輸出統計品目表第34・02項、第38・10項及び第38・15項に該当する物品に含有される硫酸を除く。）
食品衛生法	人の健康を損なうおそれのない添加物

16 その他の情報

参考文献

化学防災指針集成（日本化学会編、1996）
 硫酸ハンドブック改訂版（硫酸協会編、2012）
 化学物質毒性データ総覧（日本メディカルセンター、1976）
 Chemical Safety Data Sheet SD-20（Sulfuric Acid）、MCA
 IARC MONOGRAPHS VOLUME 54
 NITE GHS 分類結果一覧（2022）
 日本産業衛生学会（2021）許容濃度等の勧告
 ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2021) TLVs and BEIs.

【注意】 本 SDS は、JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。
 本 SDS に記載されている情報はいかなる保証をなすものではありません。
 また、注意事項等は通常の手配を前提としたものですので、特別な手配をする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。